

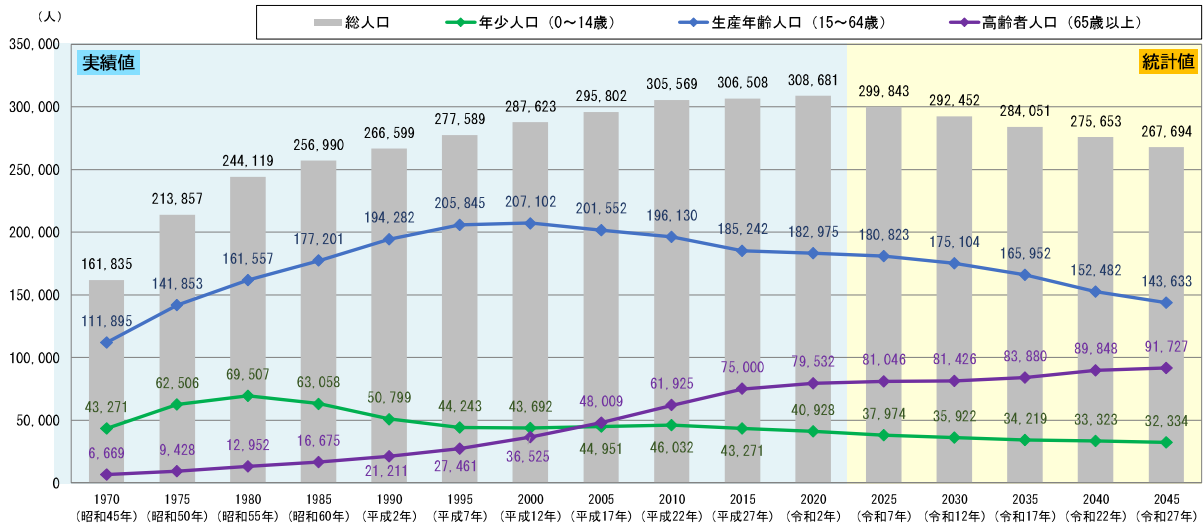
## 第2章 春日井市立地適正化計画について

### 1 策定の目的

春日井市（以下、本市という。）では、人口増加が続いていますが、2020年（令和2年）をピークとして、その後は人口減少に転じることが見込まれるほか、少子高齢化の傾向も顕著となることが予測されます。

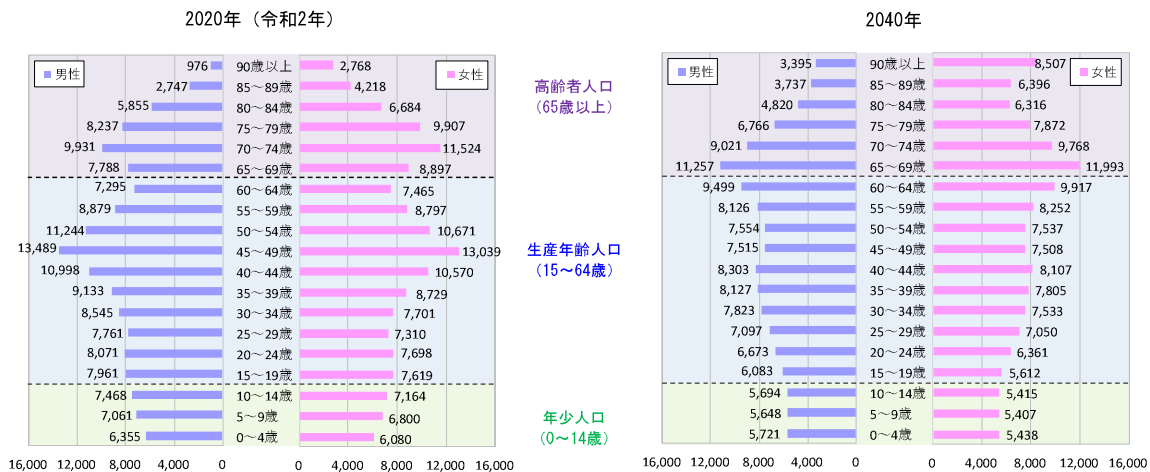
本市におけるまちづくりの基本方針である「春日井市都市計画マスタープラン」では、まちづくりの目標として駅周辺等への都市機能の集積や災害時の安全性の確保に向けた防災機能の向上を位置づけています。「春日井市立地適正化計画（以下、本計画という。）」においても、都市計画マスタープランの考え方にに基づき、具体的な誘導区域や誘導施設、誘導施策、防災指針について明示し、今後のまちづくりにおける本市の方向性を示すことを目的として策定します。

【図2-1 春日井市の人口の推移】



資料：1970年（昭和45年）～2020年（令和2年）国勢調査  
 国立社会保障・人口問題研究所（2015年（平成27年）国勢調査に基づく）

【図2-2 人口構成の比較】



※ 図2-1の2025年以降人口及び図2-2の2040年人口は、国籍及び年齢不詳人口について按分等を行い算出しています。  
 資料：2020年（令和2年）国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（2015年（平成27年）国勢調査に基づく）

## 2 策定スケジュール

本市においては、2016年度（平成28年度）に本計画を策定し、都市機能誘導区域及び誘導施設を、翌2017年度（平成29年度）に居住誘導区域を設定しました。

また、都市再生特別措置法が改正、施行（2020年（令和2年）9月）され、2023年度（令和5年度）に防災指針の作成及び中間評価を踏まえ一部を改定しました。

【表2-1 立地適正化計画策定スケジュール】

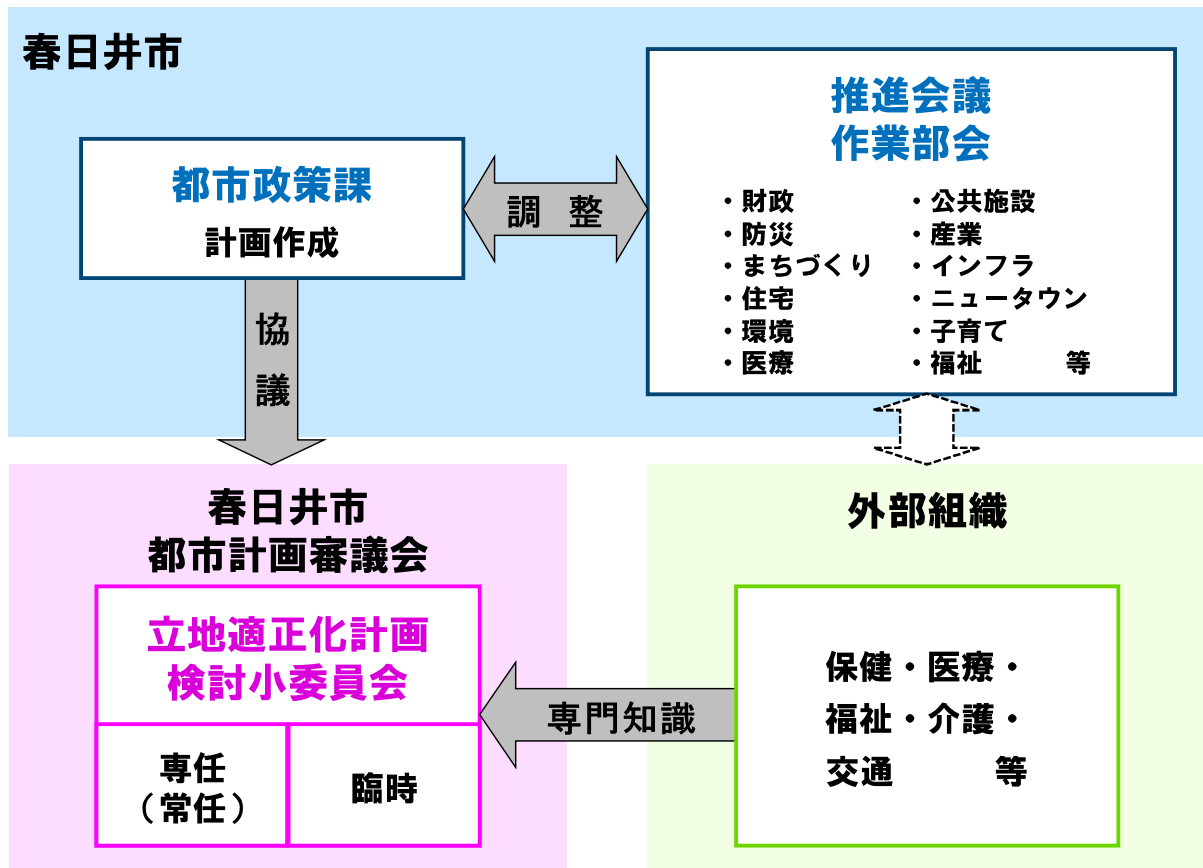
▼2014年（平成26年）法改正		▼2020年（令和2年）法改正
2016年度 （平成28年度）	2017年度 （平成29年度）	2023年度 （令和5年度）
本計画の策定 都市機能誘導区域・誘導施設の設定、公表	居住誘導区域の設定、公表	防災指針の作成及び中間評価を踏まえた一部改定

概ね5年ごとに調査・分析・評価の上、必要に応じて見直し

## 3 策定体制

本計画の策定体制は以下のとおりです。

【図2-3 策定体制】



## 4 対象区域

対象区域は、本市全域（都市計画区域全域）とします。

## 5 計画期間

立地適正化計画は、将来像として概ね20年後の都市の姿を展望することとされていることから、2036年度（令和18年度）を目標年次とします。

また、概ね5年ごとに施策の実施状況を調査・分析・評価し、必要に応じて計画内容の見直しを検討します。

## 6 関連計画

本計画は、住宅施策、医療施策、福祉施策、子育て施策等の多様な分野との連携が必要となります。

そのため、本計画は、愛知県の定める「尾張都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）」、本市の最上位計画である「春日井市総合計画」、関連分野における個別計画等との整合を図りながら策定します。

【図2-4 立地適正化計画の位置づけ】

